

システム使用許諾書

株式会社イベントラボ（以下「当社」といいます）と当社が所有権と使用許諾権を有するソフトウェア・プロダクト「ECOS（Expo & Convention Organizer System）」（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用その他本サービスの利用条件について、以下のとおり定めます。

本契約の最終更新日は 2026 年 8 月 21 日です。

本契約書で使用されている用語が本契約書内で定義されている場合には、当該定義された意義を有するものとします。

お客様は、本契約を参照した本発注書に署名もしくは記名捺印することによって本契約を承諾した場合、本契約の条件に同意したことになります。

本契約は、お客様が本契約を承諾した日付（以下「本発効日」といいます）で、お客様と当社間において有効となります。

1. 定義

「本契約」とは、このシステム使用許諾書を意味します。

「お客様」とは、本発注書を締結した会社又はその他の法人を意味します。

「本顧客データ」とは、お客様によって、又はお客様のために、本サービスに保存される電子的なデータ及び情報を意味します。

「悪質なコード」とは、害を及ぼすことを目的としたコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味し、例えば、ウイルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬が含まれます。

「本発注書」とは、本契約に基づき提供される本サービスを特定する、注文を行うための書類又はオンラインの発注で、お客様と当社で契約として締結されるものを意味し、その追加契約及び添付書類等が含まれます。

「本サービス」とは、お客様が本発注書に基づき購入するサービスに従いオンラインで提供するものを意味し、ソフトウェアの使用許諾を含む当社からの導入支援やシステムの使用方法の問い合わせ対応なども含まれるものとします。

「使用者」とは、お客様の役員、従業員、派遣労働者その他お客様の指揮命令の下でお客様の業務に従事する者のうち、お客様が本サービスの利用を承認し、当社から本サービスへのログイン用ユーザ ID 及びパスワードの通知を受けた者を意味します。

2. 権利の帰属

本ソフトウェア並びに本ソフトウェアの外観、構造、構成、プログラム、データベース構造、画面、テンプレートその他本サービスを構成する仕組みに関する著作権その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

本サービスの機能を利用して作成又は設定されたフォームの構成・設定、メール配信設定、各種テンプレート、画面構成、項目設定、権限設定、ワークフローその他本サービス上の構成又は設定に関する情報及びこれらの基礎となる仕組みに関する権利は、当社に帰属します。

本契約に基づきお客様に認められるのは、本契約及び本発注書に定める範囲内で本サービスを利用する権利のみであり、本契約の締結又は本サービスの利用によって、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権がお客様に移転するものではありません。

ただし、お客様が本サービスに登録、入力又は保存したデータ並びにお客様が独自に作成し、本サービスに登録又はアップロードした文章、画像その他のコンテンツについては、本条により当社にその権利が移転するものではありません。

当社は、本サービス上で作成又は設定されたフォームの構成・設定、メール配信設定、各種テンプレート、画面構成、項目設定、権限設定、ワークフローその他の設定情報について、第三者が提供するサービス又はシステムへの移行、再現、転用若しくは変換を目的とした提供、設定情報の開示、データ加工その他これらに類する対応を行う義務を負わないものとします。

お客様は、本サービス上で作成又は設定されたフォームの構成・設定、メール配信設定、各種テンプレート、画面構成、項目設定、権限設定、ワークフローその他の設定情報について、本サービスの利用以外の目的で複製、転用、第三者への提供又は第三者が提供するサービス若しくはシステムへの移行若しくは再現を行ってはならないものとします。

3. 使用者

本サービスを利用することができる者は、使用者に限るものとします。ただし、当社が本条に基づき承諾した第三者については、この限りではありません。

お客様の親会社、子会社、関連会社、取引先、業務委託先その他お客様以外の法人又は第三者に所属する者は、原則として本サービスを利用することができないものとします。ただし、お客様が事前に当社へ申請し、当社が承諾した場合は、当社が承諾した範囲に限り、当該第三者に本サービスを利用させることができるものとします。

お客様は、使用者に本契約及び本発注書の内容を遵守させるものとし、使用者による本サービスの利用及びその行為について責任を負うものとします。

当社の承諾に基づき第三者に本サービスを利用させる場合、お客様は、当該第三者に本契約及び本発注書の内容を遵守させるものとし、当該第三者による本サービスの利用及びその行為について責任を負うものとします。

お客様及び使用者は、ログイン用ユーザ ID、パスワードその他の認証情報を適切に管理し、当社の事前の承諾なく、使用者以外の第三者に開示、貸与、共有又は使用させてはならないものとします。

お客様は、使用者が退職、異動、契約終了その他の理由により本サービスを利用する必要又は資格を失った場合、速やかに当該使用者のアカウントを停止若しくは削除するものとします。

当社は、使用者が本契約若しくは本発注書に違反した場合、不正若しくは不適切な方法で本サービスを利用した場合、第三者になりすまして本サービスを利用した場合、認証情報の不正利用が認められた場合、又は本サービスのセキュリティ、完全性若しくは可用性に影響を及ぼすおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当該使用者のアカウントの利用を停止又は削除することができるものとします。

前項の場合において、緊急に対応する必要があると当社が判断したときは、当社は、お客様への事前の通知を行うことなく、当該使用者のアカウントを停止することができるものとします。

当社による問い合わせ対応、操作説明、設定支援その他のカスタマーサポートは、お客様に対してのみ提供するものとし、当該第三者からの問い合わせその他のサポート依頼については受け付けないものとします。

当該第三者による本サービスの利用及び行為については、お客様が責任を負うものとし、当該第三者の操作、設定、データの登録、変更若しくは削除その他の行為に起因又は関連して生じた障害、誤操作、データの消失その他の事象について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

4. 使用方法及びお客様の責任

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の義務を負うものとします。

- (1) お客様は、本契約及び本発注書を遵守するとともに、使用者にこれらを遵守させるものとし、使用者による本サービスの利用及び本サービス上で行われる行為について責任を負うものとします。
- (2) お客様は、本サービスを利用するために必要なコンピュータ、インターネット接続環境、電気通信サービスその他の機器及び利用環境を、自己の責任及び費用において準備、管理及び維持するものとします。
- (3) お客様及び使用者は、ログイン用ユーザ ID、パスワードその他の認証情報を適切に管理するものとし、当該認証情報を用いて本サービス上で行われた操作については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様又は使用者による操作として取り扱うものとします。
- (4) お客様は、本サービスへの不正アクセス、不正利用、認証情報の漏えいその他本サービスのセキュリティに影響を及ぼす事象を防止するため、必要かつ合理的な措置を講じるものとします。
- (5) お客様は、不正アクセス、不正利用、認証情報の漏えいその他本サービスのセキュリティに影響を及ぼす事象又はそのおそれを発見した場合には、速やかに当社へ通知するとともに、被害の拡大防止、原因の確認及び再発防止のために必要な対応を行うものとします。
- (6) 前項の場合、お客様は、当社が行う原因調査、影響範囲の確認、復旧その他必要な対応に合理的な範囲で協力し、当社が必要と判断する情報及び資料を提供するものとします。
- (7) 当社は、お客様又は使用者による本契約若しくは本発注書への違反、不正アクセス、

不正利用、認証情報の不正使用、第5条に定める禁止事項への違反その他の行為により、本サービスのセキュリティ、完全性若しくは可用性が脅かされ、又はそのおそれがあると合理的に判断した場合には、本サービスの全部若しくは一部の利用を停止若しくは制限し、又はその他当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。

(8) 当社は、前項に基づく措置を講じる場合、原則として事前にお客様へ通知するものとします。ただし、本サービスのセキュリティ確保、被害の拡大防止その他緊急の必要がある場合には、事前の通知を行うことなく、直ちに必要な措置を講じることができるものとします。

(9) 当社は、前二項に基づく措置の原因となった事象が解消され、本サービスを安全に利用できる状態になったと合理的に判断した場合に、当該措置を解除するものとします。当社は、措置の解除にあたり、パスワードの変更、認証情報の再発行、利用環境の改善、再発防止策の実施その他必要な対応をお客様に求めることができるものとします。

(10) お客様又は使用者の責めに帰すべき事由により本サービスの利用停止又は利用制限が行われた場合、当該停止又は制限の期間中であっても、お客様の利用料金その他の支払義務は免除されず、当社は既に受領した料金を返金する義務を負わないものとします。

(11) お客様又は使用者による本契約若しくは本発注書への違反、不正利用その他お客様又は使用者の責めに帰すべき事由により、当社に通常のサポートの範囲を超える調査、復旧、設定変更その他の対応が必要となった場合、当社は、当該対応に要した合理的な費用をお客様に請求することができるものとします。

(12) 当社が本条に基づき合理的に行った本サービスの停止、利用制限その他の措置によりお客様又は使用者に損害が生じた場合であっても、当該措置が必要となった原因がお客様又は使用者の責めに帰すべき事由による場合、当社はその責任を負わないものとします。

5. 禁止事項

お客様及び使用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本契約、本発注書、当社が定める利用条件その他お客様と当社との間の契約又は合意に違反する行為。
- (2) 当社の事前の書面による承諾なく、本契約又は本発注書に基づく契約上の地位、権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、承継若しくは担保に供する行為。
- (3) 当社の事前の承諾なく、使用者以外の第三者に本サービスを利用させ、又はログイン用ユーザ ID、パスワードその他の認証情報を第三者に開示、貸与、共有若しくは使用させる行為。
- (4) 本ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解析、解読その他の方法により、そのソースコード、構造、仕組み若しくは仕様を解明し、又はこれらを試みる行為。
- (5) 本ソフトウェア又は本サービスの機能、画面、構成、フォーム、テンプレート、ワークフローその他の仕組みを複製、模倣、転用し、又は第三者が提供するサービス若しくはシステムに再現する行為。ただし、当社が事前に書面で承諾した場合を除きます。
- (6) 本サービスを利用して、ウイルス、ワーム、トロイの木馬その他の悪質なコード、プログラム又はデータを保存、送信、実行若しくは拡散する行為。
- (7) 当社が定める本サービスの仕様、マニュアル、操作方法その他当社が案内する利用方法に反する方法、又は当社が通常想定する利用目的若しくは利用方法を逸脱した方法で本サービスを利用する行為。
- (8) 本サービスの仕様上予定されていない操作、機能、挙動、不具合若しくは脆弱性を利用する行為、又は通常の方法によらず、本サービスに設けられた機能若しくは制限を回避する行為。
- (9) 契約上定められた利用件数、登録件数、送信件数、容量その他の利用上限を回避する目的で、データの削除及び再登録、複数アカウントの利用その他これらに類する行為を行うこと。

- (10) 本サービス、当社のサーバー、ネットワークその他の設備に過度な負荷を与え、又は本サービスの正常な提供若しくは運営に支障を及ぼすおそれのある行為。
- (11) 当社が明示的に認めた場合を除き、プログラム、ボット、スクレイピング、クローリングその他の自動化された手段を用いて、本サービスへのアクセス、操作又は大量の情報取得を行う行為。
- (12) 他の使用者若しくは第三者のアカウント又は認証情報を不正に使用し、又は権限なく他の使用者若しくは第三者のデータ、情報若しくは機能にアクセスする行為。
- (13) 本サービスのセキュリティ機能、アクセス制御、認証機能その他の技術的制限を解除、無効化、回避又は妨害する行為。
- (14) 当社の事前の書面による承諾なく、本サービスを第三者に再販売、再許諾若しくは提供し、又は第三者に対するサービス提供のために利用する行為。
- (15) 本サービス又は本ソフトウェアを、競合する製品若しくはサービスの開発、模倣、調査、分析又はこれらを目的とした情報収集のために利用する行為。
- (16) 当社又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為。
- (17) 法令、公序良俗に違反し、又は犯罪行為若しくはこれに関連する目的で本サービスを利用する行為。
- (18) 前各号に定める行為を助長若しくは容易にする行為、又は前各号に準ずる行為であって、本サービスの安全性若しくは正常な運営に支障を及ぼすおそれのある行為。

6. 免責

- (1) お客様は、本契約及び本発注書の締結に先立ち、当社が提供する資料、説明、デモ環境その他の方法により、本サービスの機能、仕様、操作方法及び利用条件について必要な確認を行い、自らの利用目的に照らして本サービスの採用可否を判断したものとします。
- (2) お客様は、前項の確認を経て、本サービスの機能及び仕様を理解し、これらを了承した上で本契約及び本発注書を締結するものとします。本サービスは、契約締結時点におけ

る仕様及び機能を前提として現状有姿で提供されるものとし、当社は、本契約又は本発注書に明示的に定める場合を除き、お客様の個別の要望、特定の目的への適合性又は期待する成果の実現を保証するものではありません。

(3) 当社は、本ソフトウェアが当社の公開する仕様に従って動作しない不具合が確認された場合、当該不具合の内容、影響及び重要性を踏まえ、技術的かつ合理的に可能な範囲において、修正、回避方法の案内その他当社が適切と判断する対応を行うものとします。

(4) 当社は、お客様固有の端末、ブラウザ、ネットワークその他の利用環境における本サービスの動作について、当社が動作環境として明示した範囲を除き、保証するものではありません。

(5) 当社は、次の各号に掲げる事由により生じた本サービスの利用不能、不具合、遅延、データの毀損その他の事象について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。

1. お客様又は使用者の端末、ブラウザ、インターネット接続環境、ネットワークその他の利用環境に起因する事象
2. 電気通信事業者、クラウドサービス、外部サービスその他第三者が提供するサービス又は設備に起因する事象
3. お客様又は使用者による誤操作、設定不備、認証情報の管理不備又は本契約若しくは当社が案内する利用方法に反する利用に起因する事象
4. 地震、台風、洪水、火災その他の天災、戦争、武力紛争、テロ、暴動、内乱、感染症の流行、政府又は行政機関による措置、停電、通信障害その他当社の合理的な管理を超える不可抗力に起因する事象

(6) お客様は、本サービスを通じて登録、設定、作成、送信又は出力する情報の内容及びその利用について、自らの責任において確認するものとします。当社は、お客様又は使用者が入力若しくは設定した内容又はこれに基づき本サービスから出力若しくは送信された内容について、その適切性を保証するものではありません。

(7) お客様が、本サービスへのログイン用 ID の通知日から 30 日以内に、本サービスの主要な機能の利用に重大な支障を及ぼす不具合を発見した場合、お客様は、速やかにその内容を当社に通知するものとします。当社は、当該不具合について合理的な期間内に修正、代替手段の提供その他必要な対応を行うものとします。

(8) 前項の対応を行ったにもかかわらず、当該不具合により本サービスの主要な機能を継続して利用することが困難であり、かつ当社において合理的な期間内にその状態を解消することが困難である場合、お客様は、当該本サービスに係る契約を解約することができるものとします。

(9) 前二項に定める不具合に該当しない軽微な不具合、表示上の差異、操作性に関する要望、仕様として定められた動作その他本サービスの主要な機能の利用に重大な支障を及ぼさない事象については、前項に基づく解約の対象とはならないものとします。

6-2. 電子メール送信機能に関する免責

(1) お客様及び使用者は、本サービスの電子メール送信機能を利用する場合、送信先メールアドレス、送信内容、送信対象者、配信設定その他の送信に必要な情報を、自らの責任において確認するものとします。

(2) お客様又は使用者が指定、登録若しくは設定した情報の誤りにより生じた誤送信、未送信、重複送信その他の事象について、当社は責任を負わないものとします。

(3) 送信先メールサーバーの設定、迷惑メール判定、受信拒否、メールボックスの容量超過、通信事業者その他第三者のサービス若しくは設備の状況その他当社の合理的な管理を超える事由により、電子メールが遅延し、又は到達しなかった場合、当社はその責任を負わないものとします。

(4) 当社は、本サービスの電子メール送信機能を利用して送信された電子メールについて、指定された送信先への到達又は受信者による受信、閲覧若しくは確認を保証するものではありません。

7. 損害賠償の制限

(1) 当社が本契約又は本発注書に関してお客様に対して損害賠償責任を負う場合、その責任は、当社の責めに帰すべき事由によりお客様に現実には生じた、通常かつ直接の損害に限るものとします。

(2) 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、逸失利益、事業機会の喪失、営業上の損失、間接損害、特別損害、付随的損害、結果的損害その他これらに類する損害について、予見又は予見可能性の有無を問わず、責任を負わないものとします。

(3) 当社が本契約又は本発注書に関してお客様に対して負う損害賠償責任の累計総額は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何を問わず、当該損害の原因となった本サービスに係る本発注書に基づき、お客様が当社に対して実際に支払った利用料金の総額を上限とします。ただし、当社の故意又は重過失による場合その他法令上責任を制限することが認められない場合は、この限りではありません。

(4) お客様又は使用者の行為、設定、操作、認証情報の管理不備、第5条に定める禁止事項への違反その他お客様又は使用者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

(5) 第三者が提供するサービス、システム、通信回線、クラウドサービス、メールサーバーその他当社の合理的な管理を超える設備又はサービスに起因して生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

(6) お客様は、本サービスに登録又は保存するデータについて、必要に応じて自らバックアップその他の保全措置を講じるものとします。当社は、当社の責めに帰すべき事由によらないデータの消失、毀損、変更又は利用不能について、責任を負わないものとします。

(7) 本条の規定は、本契約又は本発注書に基づく当社の損害賠償責任その他の金銭的責任について、他の条項に別段の定めがある場合を除き、適用されるものとします。

8. 本顧客データの保護

(1) 当社は、本サービスに保存された本顧客データのセキュリティ、秘密性及び完全性を保護するため、不正アクセス、漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止するために必要かつ合理的な管理上、物理的及び技術的な安全管理措置を講じるものとします。

(2) お客様は、本サービスに登録、入力、保存又は送信する本顧客データについて、必要な権限を有し、かつその取得、利用、提供その他の取扱いが法令及び第三者との契約等に違反しないことについて責任を負うものとします。

(3) 来場者、出展者その他の個人情報を含む本顧客データは、本サービスへの登録、入力、保存又は送信によって当社に帰属するものではなく、当該データに関する権利は、お客様又は正当な権利者に留保されるものとします。

(4) お客様は、本顧客データの内容、正確性、完全性及び適法性について自ら責任を負うものとし、当社は、本顧客データの内容を確認又は監視する義務を負わないものとします。

(5) 当社は、本サービスの提供、保守、障害対応、セキュリティ確保その他本契約の履行に必要な範囲において、本顧客データにアクセスし、取り扱うことができるものとします。

(6) お客様は、本顧客データのうち事業上重要なデータについて、必要に応じて自ら保存、出力又はバックアップその他の保全措置を講じるものとします。

(7) 本契約の解約又は満了後、当社は、当該解約又は満了の発効日から 30 日間、本顧客データを保持することができるものとし、当該期間の経過後は、本顧客データを保持、提供又は復元する義務を負わないものとします。

(8) 前項の期間経過後、当社は、法令上保存する義務がある場合を除き、当社のシステムその他当社の管理下にある本顧客データ及びその複製物を削除又は消去することができるものとします。

(9) バックアップ、ログその他システムの運用上自動的に作成される複製データについては、その性質上、本顧客データの削除後も一定期間保存される場合があるものとします。この場合、当社は、当該データを通常の業務目的で利用せず、当社所定の保存期間又は運用サイクルに従って順次削除するものとします。

(10) 本顧客データについて漏えい、滅失、毀損、不正アクセスその他のセキュリティ上の事故が発生し、又はそのおそれがあることを当社が確認した場合、当社は、法令上必要な措置を講じるとともに、必要に応じてお客様に通知し、被害拡大の防止及び原因調査その他合理的に必要な対応を行うものとします。

(11) お客様から本顧客データの返却、提供又は出力を求められた場合、当社は、本サービスに標準的に備えられた機能及び当社が通常提供するデータ形式の範囲内で対応するものとし、第三者が提供するサービス又はシステムへの移行を目的としたデータの加工、変換、再構成その他個別の対応を行う義務を負わないものとします。

9. 秘密保持

(1) 当社及びお客様は、本契約又は本サービスに関連して相手方から開示又は提供を受けた技術上、営業上、業務上その他一切の情報のうち、秘密である旨が明示された情報又はその性質若しくは開示の状況から合理的に秘密であると認識できる情報（以下「秘密情報」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとします。

(2) 当社及びお客様は、秘密情報を本契約及び本発注書の履行並びに本サービスの提供又は利用の目的以外に使用してはならず、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。

(3) 前項にかかわらず、秘密情報を受領した当事者（以下「情報受領者」といいます。）は、本契約又は本サービスの履行に必要な範囲に限り、自己の役員、従業員、弁護士、公認会計士その他法令上秘密保持義務を負う専門家、並びに業務委託先に秘密情報を開示することができるものとします。

この場合、情報受領者は、当該秘密情報の開示を受ける者に対し、本契約に定めるものと同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、その取扱いについて責任を負うものとします。

(4) 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当することを情報受領者が証明できる情報については適用しないものとします。

1. 開示を受けた時点で既に公知であった情報
2. 開示を受けた後、情報受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
3. 開示を受けた時点で既に適法に保有していた情報
4. 秘密保持義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
5. 相手方の秘密情報を利用することなく、独自に開発又は取得した情報

(5) 情報受領者が、法令、裁判所、行政機関その他公的機関の命令又は要請に基づき秘密情報の開示を求められた場合、当該要求に必要な範囲に限り秘密情報を開示することができるものとします。

この場合、法令上禁止されている場合を除き、情報受領者は、可能な限り事前に、又は事前の通知が困難な場合には開示後速やかに、相手方にその旨を通知するものとします。

(6) 当社は、本サービスの提供、導入支援、保守、障害対応、セキュリティ確保その他本契約及び本発注書に基づく業務の遂行に必要な範囲において、お客様の秘密情報又は情報資産にアクセスし、又はこれを取り扱うことができるものとします。

当社は、当該業務の遂行上取得した情報について、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。

(7) 当社が、本サービスの提供、保守、運用その他本契約に関連する業務の全部又は一部を第三者に委託する場合、当社は、当該業務の遂行に必要な範囲に限り、お客様の秘密情報を当該委託先に開示することができるものとします。

この場合、当社は、当該委託先に対して適切な秘密保持義務を課し、秘密情報を適切に取り扱わせるものとします。

(8) 当社及びお客様は、秘密情報の漏えい、紛失、不正アクセスその他秘密情報の安全管理に影響を及ぼす事象が発生し、又はそのおそれを認識した場合には、速やかに相手方へ通知し、被害の拡大防止、原因調査及び再発防止のために合理的に必要な措置を講じるものとします。

(9) 本契約の終了その他秘密情報を保有する必要がなくなった場合、情報受領者は、相手方から合理的な要請があったときは、法令上又はシステム運用上保存が必要なものを除き、秘密情報を返却、削除又は廃棄するものとします。

10. お支払い方法

(1) お客様は、本発注書に定める利用料金その他の料金を、検収月（本サービスのログイン用 ID を当社がお客様に通知した月）に基づき、当社が発行する請求書に従って支払うものとします。

(2) 支払条件は、月末締め、翌月末日払いとし、お客様は、当社が指定する銀行口座への振込みその他当社が指定する方法により支払うものとします。

(3) 支払いに要する振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。

(4) お客様における社内手続、稟議、承認その他お客様の内部事情は、本条に定める支払期日を変更し、又は支払義務を免除する理由とはならないものとします。

10-2. 支払遅延

- (1) お客様が請求金額を支払期日までに支払わなかった場合、当社は、支払期日の翌日から実際に支払いが行われる日まで、未払金額に対して月利 1.5%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。
- (2) お客様による支払いの遅延が生じた場合、当社は、お客様に対して支払いを求める通知を行い、当社が指定する期間内に支払いが確認できないときは、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は制限することができるものとします。
- (3) 前項に基づき本サービスの提供を停止又は制限した場合であっても、お客様の利用料金、未払金額、遅延損害金その他の支払義務は免除されないものとします。
- (4) お客様の支払遅延に起因する本サービスの停止又は制限により、お客様又は使用者に損害その他の不利益が生じた場合、当社は責任を負わないものとします。
- (5) お客様に継続的又は重大な支払遅延が生じた場合、当社は、本契約又は本発注書に定めるその他の権利及び救済を妨げられることなく、契約の解除その他必要な措置を講じることができるものとします。

10-3. 請求金額に関する異議

- (1) お客様が当社の請求金額に異議がある場合、お客様は、当該請求書の受領後速やかに、異議の対象となる金額及びその具体的な理由を当社に通知するものとします。
- (2) お客様が請求金額の一部について異議を申し立てた場合であっても、異議のない部分については、所定の支払期日までに支払うものとします。
- (3) お客様が請求金額について合理的かつ誠実に異議を申し立て、当社と当該異議の解決に向けて誠実に協議している場合、当社は、当該異議の対象となっている金額について、協議中は前条に定める支払遅延に基づく措置を直ちに行わないものとします。
- (4) 前項は、異議の対象となっていない金額についてのお客様の支払義務を免除又は延期するものではありません。

11. 契約の解除・解約

(1) 一方当事者は、相手方が本契約又は本発注書に重大な違反をした場合、相手方に対して 30 日間の期間を定めて当該違反の是正を求め、当該期間内に是正されないときは、本契約又は該当する本発注書の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

(2) 当社は、お客様に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、事前の通知又は催告を要することなく、直ちに本サービスの全部若しくは一部の提供を停止し、又は本契約若しくは本発注書の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

1. 利用料金その他当社に対する支払債務について支払遅延が生じ、当社が相当の期間を定めて支払いを求めたにもかかわらず、当該期間内に支払いが行われない場合
2. 当社の事前の承諾なく、第 3 条に定める使用者以外の第三者に本サービスを利用させた場合又は認証情報を不正に共有、貸与若しくは使用させた場合
3. 第 5 条に定める禁止事項に違反し、その違反の内容が重大である場合
4. 本サービスへの不正アクセス、不正利用その他本サービスのセキュリティ、完全性又は可用性に重大な影響を及ぼす行為を行った場合
5. 当社から本契約又は本発注書への違反若しくは不適切な利用について是正を求められたにもかかわらず、合理的な期間内に必要な是正を行わない場合
6. 本契約又は本発注書の締結若しくは本サービスの利用に際して、当社に対し重大な虚偽の申告又は説明を行ったことが判明した場合
7. 支払停止若しくは支払不能となった場合、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する手続の申立てがあった場合
8. 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、租税公課の滞納処分その他これらに類する処分を受けた場合
9. 事業の全部若しくは重要な一部を停止若しくは廃止し、又は解散を決議した場合
10. 第 13 条に定める反社会的勢力の排除に関する表明又は確約に違反した場合
11. その他、前各号に準ずる重大な事由が生じ、本契約又は本発注書を継続することが困難であると合理的に認められる場合

(3) お客様は、本発注書に別段の定めがある場合又は当社が事前に書面で承諾した場合を除き、契約期間中、お客様の都合により本契約又は本発注書を中途解約することはできないものとします。お客様が本サービスの利用を予定していたイベント、展示会、セミナー

その他の催事の中止、延期、開催方法の変更、規模の縮小その他お客様側の事情により本サービスを利用する必要がなくなった場合についても、お客様都合によるものとし、利用料金の減額、返金又は支払義務の免除の理由とはならないものとします。

(4) 当社がお客様からの中途解約を承諾した場合であっても、当社が別途書面で認めた場合を除き、既に支払われた利用料金その他の料金は返金されず、お客様は、契約期間の残存期間に係る料金その他本発注書に基づき支払うべき金額の支払義務を免れないものとします。

11-2. 存続条項

本契約の終了後も、その性質上存続すべき条項並びに「権利の帰属」「本顧客データの保護」「秘密保持」「免責」「損害賠償の制限」「解除・解約時の料金」「準拠法及び裁判管轄」の各条項は、引き続き有効に存続するものとします。

ただし、「本顧客データの保護」に関する条項については、当社が本顧客データを保持している期間に限り、必要な範囲で存続するものとします。

12. 準拠法及び裁判管轄の合意

(1) 本契約及び本発注書の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。

(2) 本契約、本発注書又は本サービスに起因し、又は関連して当社とお客様との間に生じた一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(3) 前項の規定にかかわらず、法令により専属管轄が定められている場合には、当該法令の定めに従うものとします。

13. 反社会的勢力の排除

当社及びお客様は各々、本発効日及び本契約の有効期間中において次の各号の事項を表明します。

(1) 自己、自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）、その経営を実質的に支配する者又は経営に従事する従業員（以下、総称して「自己又は役員等」といいます）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、テロリスト、テロ組織もしくはこれらに準ずる者又は

その構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）ではなく、また過去 5 年間に於いて反社会的勢力ではなかったこと。

- (2) 自己又は役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係を持たないこと。
- (3) 自己又は役員等が、反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する関係を持たないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び本発注書を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し次の行為をしないこと。
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (iv) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為なお、当社及びお客様は、相手方の本項の違反による解約に起因又は関連する損害につき、相手方に対するいかなる責任も負わないものとします。

14. 協議

- (1) 本契約又は本発注書に定めのない事項が生じた場合、又は本契約若しくは本発注書の内容若しくは解釈について疑義が生じた場合、当社及びお客様は、相互に誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。
- (2) 前項に基づく協議が行われている場合であっても、当社及びお客様は、当該協議の対象となっていない本契約及び本発注書に基づく義務の履行を継続するものとします。
- (3) 本条に基づく協議によって解決に至らない場合には、第 12 条に定める準拠法及び裁判管轄に従って解決するものとします。